

# 未来を決める権利は誰のもの！

グアテマラでは現在、鉱山開発が大きな問題となっています。グアテマラ西部のサン・マルコスでは大規模な金鉱山開発が進みつつあり、東部のイサバル県では休止していたニッケル鉱山の再開発が進められようとしています。

こうした鉱山開発に対して、地域住民から、また各地の先住民族組織から抗議の声が上がっています。鉱山開発は環境破壊をはじめとして、地域の人々の生活、文化を脅かすものであるにも関わらず、地域住民にたいして、先住民族にたいして、情報提供がなされることも、協議されることもなく強引に進められているのです。これはグアテマラが批准しているILO(国際労働機関)169号条約に認められている権利の侵害でもあります。



サンマルコスでの鉱山開発現場



サンマルコス県シパカパでの抗議行動

このような鉱山開発の問題に対して、「開発と権利のための行動センター」は、各地のコミュニティや先住民族組織が十分な情報を有し、意志決定を行い、意見を表明していくため、現地組織と協力して鉱山開発に関する情報共有と意見交換の場の形成を支援していきます。

## 是非ご協力下さい

- 1) グアテマラ国内先住民族組織、コミュニティリーダーの関係会議への参加のための経費支援
- 2) 中南米諸国の経験を共有するための会議にむけて、海外からの渡航経費支援。

この会議は、現地NGO、先住民族組織などによって1月に開催される予定

- 3) 必要なマテリアル作成経費支援

2000ドルを目標として寄付金を募っております。よろしく願いいたします。

## 寄付金口座

郵便振替

口座番号 00230 - 5 - 131472

口座名 開発と権利のための行動センター

みずほ銀行 大船駅前支店

普通 8068812

口座名 開発と権利のための行動センター

## キャンペーン連絡先

開発と権利のための行動センター (CADE) 代表青西

E-mail cade-la@nifty.com

<http://homepage3.nifty.com/CADE/>

TEL: 070-5010-8766

## グアテマラにおける鉱山開発の問題について

地域の先住民族の人々にとって、鉱山開発は寝耳に水の話であった。外国資本を呼び込むために作られた鉱山法が 1997 年に施行された後、2000 年以降に開発許可、探査許可が膨大に出されている。地域住民はそこで何が行われるのか、全く知りもしないまま、鉱山開発の許認可が中央政府と外国資本の間で行われているのである。地域住民の手には届かない官報と主要紙 1 紙に掲載されているらしい！、免許要請に対して、どうやって地域住民が異議を唱えることができるのだろうか。誰も山間のコミュニティに官報を届けることなど考えていないし、そもそも、免許要請の文書は将来何が起こるかを説明してくれるものではない。誰も先住民族の言語でこの問題を説明してはくれない、そもそも鉱山法など読んだことがある地域住民などだれもいないといってもいいだろう。こうして法律の存在すら知らされず、適切に通知もなされないままに、「法的な手続き」を踏んだとして、免許が与えられていくのである。これはかつて先住民族の土地が「無主の地」として「正当な手続きを経て」！奪われていった歴史と重なるものがある。

そもそもスペイン人による侵略以来の歴史を、貴金属を求めて、先住民族の土地を蹂躪し、富を奪い、命を奪っていった歴史をいまふたたび繰り返そうとしているのである。グアテマラの歴代政権が山間部の先住民族コミュニティに対して適切な支援などしてこなかったことを棚に上げて、ベルシェ現大統領は「鉱山がいやならそのままのままでのいい」というような態度である。

鉱山開発に関わる問題を大きく整理すると次のようなものがある。

- 1) 地域住民の参加: 地域社会に大きな影響を及ぼす可能性のある、このような鉱山開発に関する許認可に、地域住民が意志決定に参加することができない。
- 2) 先住民族の権利の侵害: ILO169 号条約にも定められている、先住民族との協議の欠如
- 3) 先住民族の文化破壊: マヤ民族にとって、山 ( Cerro) は聖なるものであり、この破壊は先住民族の文化的な権利を侵すものであること。
- 4) 環境への影響、地下水への影響が予測されること: シアン化合物の利用による採掘プロセスによる周辺の汚染、地下水の過剰くみ上げによる水系への影響など。
- 5) 環境保全に関わる制度的問題: 鉱山・エネルギー省、環境省とも、鉱山活動に伴って発生する可能性のある環境への影響を適切にモニタリングし、マネージする能力が欠如していること。(それを認めている)
- 6) 鉱山法自体の問題: 上にあげたような協議手続の欠如に加え、土地所有者の権利を十分に保証していないこと、採掘権料が生産額の 1% のみであり、国家としての権益が保障されていないことなど。

こうした問題のなかで、特に先住民族が自ら決定していくためには、政府からの情報の開示に加え、鉱山の影響などに関する幅広い視点からの情報提供、それに基づく議論の場の形成、長期的には情報提供・議論・決定のためのメカニズムの制度化が必要だと思われる。(現地の報告などは随時ホームページ上に掲載していきます)

### 開発と権利のための行動センターとは

この組織は「人々の権利の尊重」と「公正な開発」の実現を目指して、情報収集・分析・支援活動などを行っていくために 2004 年に設立されました。活動は現在中南米を中心としていますが、将来的には他地域へも広げていくことも想定しています。

具体的には、国内外に存在する様々な経験・情報を収集・分析し、必要な情報を有効に結びつけていくこと、国内外に適切に情報を提供していくこと、また立ち上げに時間のかかる「プロジェクト」にこだわらない、より迅速なアクションを目指していくことと考えています。

「できることはきつとたくさんある」。日本からやっていけることはまだまだたくさんあると思います。何をしたいのか、積極的に模索し、提言していきます。こんなことがやれるんじゃないか、という方、是非一緒にやっていきましょう。

代表 青西靖夫

連絡先 神奈川県横浜市栄区飯島町 2073 番地 2 ニューシティ本郷台 B 棟 201 号 青西気付け

電話 070 - 5010 - 8766